

旧広島陸軍被服支廠の活用の方向性に係る懇談会設置要綱

(設置目的)

第1条 旧広島陸軍被服支廠の活用について、多様な活用の検討に向けた県民や有識者との意見交換等を踏まえ、令和4年度末までに、実現可能性のあるアイデアを「活用の方向性」として、複数案取りまとめることを目的として、「旧広島陸軍被服支廠の活用の方向性に係る懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 懇談会の所掌は、次の各号とする。

- (1) 旧広島陸軍被服支廠の「活用の方向性」のとりまとめに関すること
- (2) その他旧広島陸軍被服支廠の活用等の検討に必要な事項に関すること

(委員)

第3条 懇談会の委員は、懇談会コア委員と懇談会分野別委員により構成する。

- 2 懇談会コア委員は、「活用の方向性」を取りまとめるため、議論の全体を通して参画するものとし、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 歴史的建造物の保存、活用に関し知見を有する者
 - (2) 歴史的建造物等を生かしたまちづくりに関し知見を有する者
 - (3) 旧広島陸軍被服支廠を含む広島市の歴史、文化・芸術、平和に関し知見を有する者
 - (4) その他知事が必要と認める者
- 3 懇談会分野別委員は、懇談会における活用策の議論の状況に応じて、特定の分野の専門家としての見地から参画するものとし、当該分野の専門家から知事が委嘱する。

(会長)

第4条 懇談会には、会長を置く。

- 2 会長は、懇談会コア委員の互選により定める。
- 3 会長は、会議全体を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 懇談会は、必要に応じて会長が招集し、主催する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、国、広島県、広島市で構成する旧陸軍被服支廠の保存・継承にかかる研究会に置き、懇談会の庶務は、広島県総務局経営企画チームが行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月5日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年10月26日から施行する。